



国総環リ第113号
平成23年12月8日

(社) 日本トンネル専門工事業協会会長 殿

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課
環境・リサイクル企画室長



規制の適用を受けない中古機械を使用して製作した
トンネル工事用排出ガス対策型建設機械の指定申請について

第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（以下、「要領」という。）の申請に関し、トンネル工事の用に供する建設機械（以下、トンネル工事用建設機械）製作事業者等が、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律による規制開始以前に製作されたトンネル工事用建設機械（以下、「規制の適用を受けない中古機械」という。）の全部または一部を使用して製作した機械を申請することについて、要領に定められている均一性の確認が困難な申請事例が見受けられます。

については、円滑な審査のため、規制の適用を受けない中古機械を使用して製作した排出ガス対策型建設機械の指定申請を行う際、今後は下記の資料により確認を行いますので、貴所属会員へ周知願います。

記

通常の申請書面に加え、以下の書面について提出すること。

- (1) 製品完成検査時に使用するマニュアル
- (2) 製品完成検査記録
- (3) 規制の適用を受けない中古機械の過去の整備記録
- (4) 加工せずに使用した規制の適用を受けない中古機械については、その仕様書
- (5) 加工して使用した規制の適用を受けない中古機械については、その仕様書及び設計図
- (6) 規制の適用を受けない中古機械を使用して製作した箇所が判別できる写真
- (7) その他、必要な書面

以上

問い合わせ先：国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 環境・リサイクル企画室
山下・吉田（内線 24514,24554）
（TEL 03-5253-8111）（夜間直通 TEL 03-5253-8271）